

これまでの取組

- 平成18年10月に県の「災害時要援護者支援ガイドライン」を策定。
- 東日本大震災では、津波の影響が非常に大きかったことで、これまでの対策に足りない部分が明らかとなり、改めて「自助」「共助」の大切さを認識。
- 平成25年6月に災害対策基本法が改正され、8月に国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が公表。同年12月に、東日本大震災の教訓と、国の指針等を踏まえ、市町村の取組を促進するため、県の考え方をガイドラインという形で策定し、「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」を公表。
- 本ガイドラインでは、市町村における避難行動要支援者名簿の作成や、避難行動要支援者個々の状況に応じた個別の避難計画（個別計画）の策定、福祉避難所の設置について、県の基本的な考え方を示し、これらの整備を市町村に求めている。

個別避難計画作成の取組への姿勢

- 個別避難計画の作成は、避難行動要支援者の避難の実効性を高めるため大変重要な取組であり、災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、平時からの対策が鍵となる。
- 防災部局と福祉部局が連携し、避難行動要支援者への避難支援の必要性を理解し、今後の取組を進めていく必要がある。

市町村担当者研修会の開催

○本県では、来年度以降、個別避難計画作成に着手する市町村が多いことから、まず初めに市町村担当職員を対象とした研修会を開催し、福祉部局・防災部局の連携や福祉専門職の参画の重要性など、計画作成に当たっての基本的な部分を学んでいただき、意識啓発を図ることを目指した。

○新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、研修会はオンライン開催とし、当日出席できなかった市町村にも広く発信するため、後日、YouTubeによる期間限定の配信を行った。

研修会の概要

(1) 日時

令和4年2月24日（木）10:00～11:30 ※オンライン開催（Webex）

(2) 対象者

市町村防災部署及び福祉部署の担当職員

(3) 内容

①内閣府から説明

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付参事官補佐 藤田 亮氏
「避難行動要支援者の避難行動支援」

②講演

跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授
内閣府個別避難計画作成モデル事業アドバイザーボード座長 鍵屋 一氏
「避難行動要支援者の避難支援、個別避難計画作成のポイント」について

個別避難計画の作成状況

全部策定済・・・2 (5.7%) 一部策定・・・1 1 (31.4%) 未策定・・・2 2 (62.9%)
(令和4年1月1日時点)

○個別避難計画作成の取組がなかなか進まない要因として、次のような声が出ている。

- ・職員等のマンパワー不足。
- ・災害対応やコロナ関連業務などもあり手がまわらない。
- ・庁内連携の体制づくりに時間を要している。（関係課間での協議が進まない）
- ・避難支援等実施者をどのように確保するか。

令和4年度以降の方向性

○個別避難計画の作成が進んでいる自治体などから取組状況を発表してもらうなど、計画作成のノウハウを習得したり、取組を進める上での課題等を市町村間で共有できるような研修会等の開催を検討している。

○全国の事例を市町村へ情報提供し、計画作成の取組を支援していく。

基本的な考え方

○国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に例示されているステップ図を参考にしつつ、地域の実情に合わせて進めていく。

(例)

- ①庁内外の体制づくり
- ②優先度の整理、対象地区・対象者等の選定
- ③福祉、医療関係者等に個別避難計画制度の趣旨等を説明
- ④避難支援者等に趣旨等の説明
- ⑤市町村による計画作成又は本人・地域による計画作成
- ⑤避難の実行性を確保する取組（計画の共有、更新、訓練等）

まず「庁内外の体制づくり」から

○まずは、自治体における関係部署（防災、保健、福祉等）で連携し、ケアマネージャー等の福祉専門職、民生委員、町内会・自治会、自主防災組織、社会福祉協議会等の避難支援等関係者との連携の取組を進めていく必要がある。